

大学・研究機関の輸出管理の現状と課題 ～わが国の輸出管理への6つの提言～

UCIP法務調査研究部門リーダー

新潟大学産学地域連携推進機構 教授 **松原 幸夫**

UCIP（国際・大学知財本部コンソーシアム）では、平成23年度に大学・研究機関の輸出管理の実態を把握し、ここ数年積み上げてきた輸出管理実務のノウハウをわが国全体で共有するために、アンケート調査（注1）を実施した。以下は、その概要と課題解決に向けた提言である。

1 はじめに

米国においてはオバマ政権の下で、国際競争力の維持向上を目的として、米国の輸出管理体制の抜本的見直しが検討され、具体化されつつある。欧米とのEPA等の積極的推進を図っている韓国においても、産業競争力強化のための施策の一環として、輸出管理体制を合理化することにより、産業界の負担軽減が図られている。

このような中、わが国においても2010年の輸出者等遵守基準の施行を受けて、大学等の高等教育機関および国公立の研究機関等では、輸出管理者を定め、輸出管理規程を制定し、国外への研究機器の持ち出し、外国人留学生・研究者等への技術情報の提供について、管理体制が整備されつつあるところである。

大学等の高等教育機関には教育という使命があるので、その性格上研究環境はオープンなものとならざるを得ず、企業等でこれまで積み上げられてきた様々な輸出管理業務のためのシステムやノウハウがそのまま導入できない場面が多々ある。

実際に各大学で輸出管理を始めてみると、前人未到の地に足を踏み入れた感がある。諸外国の先進事例を参考にしようとしても、その前提となる法体系や教育・研究環境が異なるため、わが国にそのまま

導入できないケースも多い。各大学は暗中模索し、日々の輸出管理の業務を進めている。

このような中、国立大学協会、産学連携学会が経済産業省へ要望書を提出する一方で、九州地域大学輸出管理実務者ネットワーク、安全保障輸出管理に関する11大学連絡会、UCIP等の団体においては、実務担当者が日頃の輸出管理上の問題について情報交換を行いながら、この困難な課題に取り組み一定の成果を上げつつある。

本アンケート調査は、大学や研究機関の輸出管理の実態を把握し、ここ数年積み上げてきた輸出管理実務のノウハウをわが国全体で共有することを第一の目的としている。そのため、各質問項目は、日常の管理業務の細部にまでおよぶ設問とした。

本アンケート調査の第二の目的は、制度上の問題点の把握である。実際に輸出管理を進めていくと、教育研究の現場の努力だけでは解決しがたい問題が明らかになってきた。

居住者・非居住者の要件とそれに係るガイダンス等における運用指針が複雑であるため、研究者だけでなく、輸出管理実務者の間でも混乱を引き起こしている。また、「基礎科学分野」の定義が形骸化していること、輸出管理関係法令が政省令で分散して規定されていること等、輸出管理制度そのものに起因する問題も、研究者等への指導や啓発あるいは教育を行う際の大きな支障となっている。

¹ UCIPのホームページに「大学・研究機関を対象とした安全保障輸出管理に関する調査報告書」の全文が掲載されているので参照されたい。URL <http://ucip01.ucip.jp/procenter/portal/card/SUPPORT>



そこで本アンケートでは、このような制度上の問題についても実態を把握し、その重要性および課題解決に向けた優先順位を明らかにすることとした。これにより政府関係機関等に対し提言することが可能となった。

2 わが国の大学・研究機関の輸出管理の現状と課題

UCIPでは、平成23年12月末、全国の国公立大学と研究機関、自然科学系大学院を有する一部の私立大学を対象し、安全保障輸出管理に関するアンケート調査を実施した。(256機関にメールで依頼し、106機関から回答を得た。回答率41.4%)

以下は、その調査結果の概要である。

1) 輸出管理規程およびその周知・運用

(1) 輸出管理規程の施行状況 … [図1]

全体として約半数が施行済みとなっている。研究

機関の9割、国立大学の6割強が規程を制定し、施行しており、国立大学については施行予定を含めると8割近くになるが、公立大学は施行予定を含めても35%、私立大学は20%にとどまる。

(2) 輸出管理規定の制定時期 … [図2]

研究機関においては、2005年4月1日付け経産省通達以前から輸出管理に関する規程の整備が進んでいたことがわかる。国立大学は2010年4月1日施行が最も多く、2011年度以降、公立・私立大学においても規程が施行されるようになってきた。

(3) 輸出管理の「重要性」と「難易度」

… [図3]

全回答を見ると「留学生や外国人研究者への研究指導」「研究試料などの外国への持ち出し」「外国の大学や企業との共同研究」が重要性・難易度ともに高いとする機関が多いのが特徴的である。

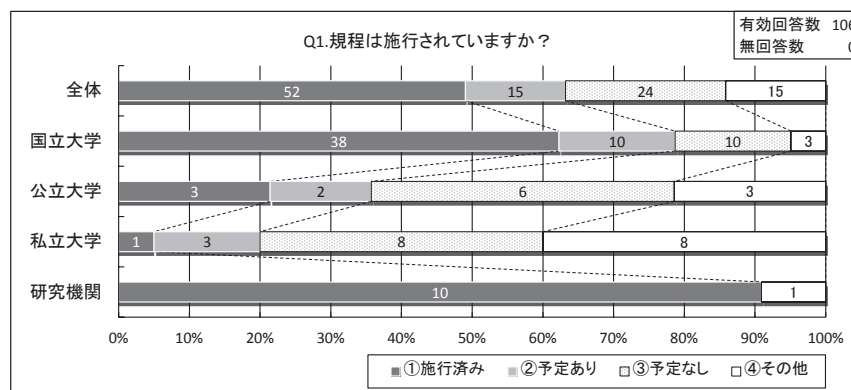


図1 輸出管理規程の施行状況

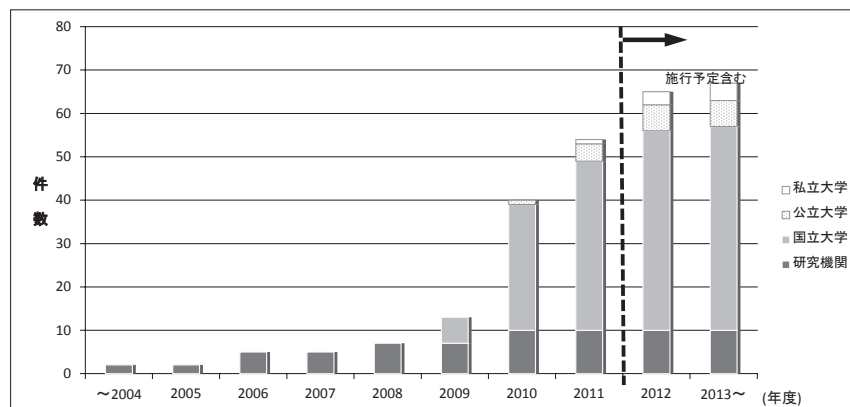


図2 輸出管理規程の制定時期（年度別累計）

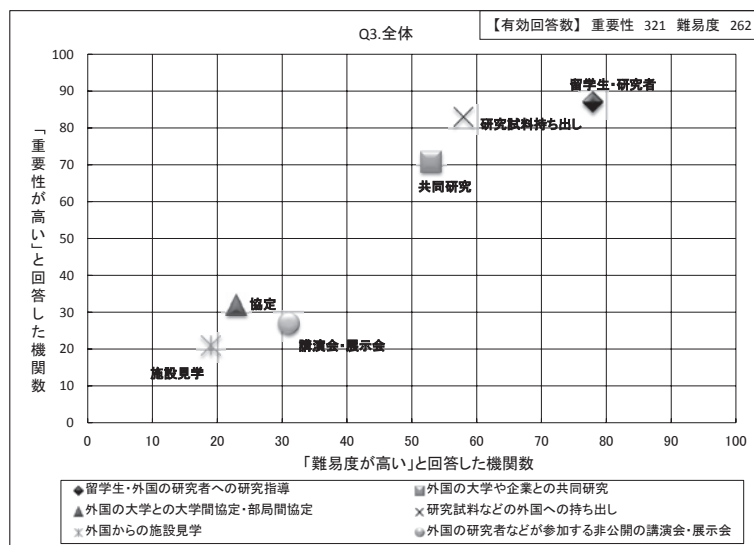


図3 輸出管理の「重要性」と「難易度」

(4) 輸出管理業務に従事している教職員数

… [図4]

輸出管理を担当している教職員の人数は、1～3名の機関が最も多い。その一方で、10名以上と回答している大学も少なくない。

2) 留学生・外国人研究者の受入れ

(1) 留学生受入れの際の輸出管理上の確認のタイミング … [図5]

国費留学生を受け入れる際の輸出管理上の確認については、全体としては、「指導教官が受け入れの可能性について打診を受けた時に確認する」とするものが最も多く、約4割であった。「願書を受理し

て入試を実施するまでの間に確認」とするものが約1割で、これに続いている。

これを機関別にみると、国立大学の場合「指導教官が受け入れの可能性の打診を受けた時に確認する」とするものが5割程度であるのに対し、私立大学の場合は1割に過ぎなかった。留学生受け入れのための輸出管理上の確認については、その確認時期が早ければ早いほど大学側と留学生側の双方にとって問題がある場合の代替手段の検討が容易になるため、早い時点で確認する必要がある。

研究機関は、受け入れ可能性打診時に確認するものが最も多く、約6割であった。

一般入試の場合も、調査結果は国費留学生の場合

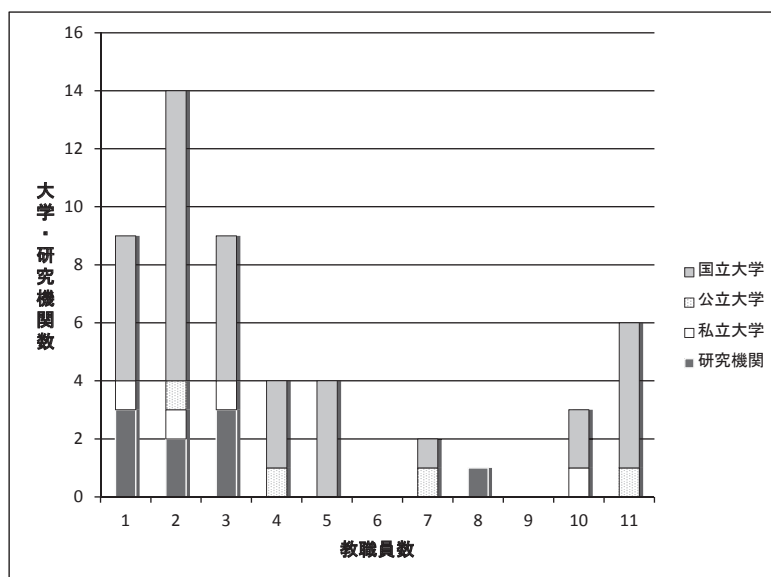


図4 輸出管理業務に従事している教職員数 (専任・兼任合計)

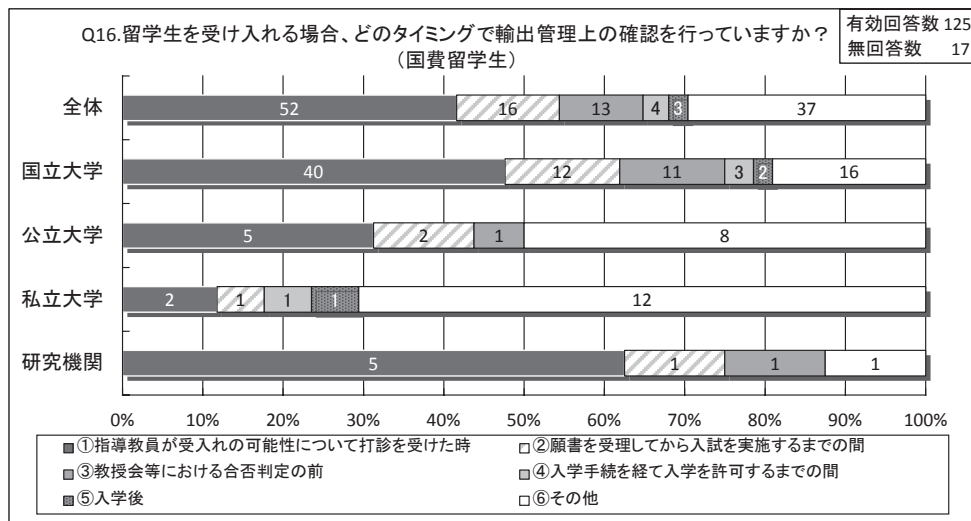


図5 留学生受入れの際の輸出管理上の確認のタイミング〈国費留学生〉

とほぼ同様の状況であった。

一般入試の留学生受け入れの際の輸出管理上の確認については、2011年6月23日付の国立大学協会教育・研究委員会の提言書「大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について」において指摘されているように、入国時のスクリーニングを大学だけに担わせることは困難である。

研究者・留学生のスクリーニング体制としては、米国の領事館官吏による一次スクリーニング、Visa Mantis Programによる二次スクリーニング、AAU（米国大学協会）の提言（スクリーニングは査証発給システムにおいて行われるべきであり、出口管理を大学に求めるのであればVisa Mantis Programの趣旨と整合性のある判断基準を提示すべき）、英国のATAS（Academic Technology Approval Scheme）がある。これらを参考にして、外務省、経済産業省、法務省、文部科学省等の関係官庁と大

学が協力体制を構築し、必要な情報を相互に提供できる仕組みを作ることが必要であると思われる。外国人留学生の受入れ可否の判断基準や審査手順を個々の大学に委ねることには無理があるので（cf.東工大事件）、「安全保障貿易に関わる機微技術管理ガイドンス」等の中で明確に定めることを今後検討する必要がある。

（2）外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ

… [図6]

外国ユーザーリスト掲載機関からの留学生等の受け入れる際の対応については、国立大学では、5割が特別な対応をしているのに対し、公立大学と私立大学ではあまり対応はされていなかった。研究機関では、特別な対応をしていないケースは1件のみで管理水準の高さがうかがわれる。

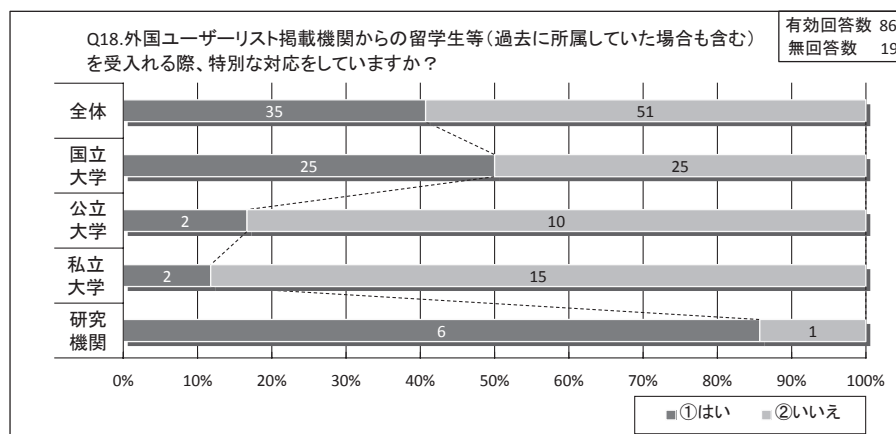


図6 外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れの際の対応

(3) 外国人研究者受入れの際の輸出管理上の確認状況 … [図7]

外国の研究者を受け入れる際の輸出管理上の確認の有無については、研究機関ではすべての機関において確認が行われていた。国立大学では、約7割が輸出管理上の確認をしているのに対し、公立大学と私立大学では、2割程度しか確認していないことが明らかになった。

現在の大学、特に公立、私立大学の外国人研究者の受け入れ体制は未整備であるので、今後関係官庁の協力のもと学内の輸出管理体制を整備するとともに、輸出管理の必要性についての啓発教育をさらに促進する必要がある。

(4) 学内輸出管理審査における居住者要件 … [図8]

2009年の外為法改正および2010年2月の「安全保障貿易に関わる機微技術管理ガイダンス」の改訂を

受けて、各機関とも輸出管理体制の整備を進めている。その一方で、約3割の機関が居住者要件を満たしていれば無条件に輸出管理の対象外としていることが明らかとなった。外為法改正後の居住者要件と他の関連規定との関係について、実務担当者間で解釈に混乱があるものと思われる。

大学関係者向けに居住者要件と外為法第25条第1項および第3項との関係についてわかりやすい解説をすることが必要であると思われる。可能であれば、欧米諸国等の立法例も参考にし、居住者要件そのものを全面的に見直すことも検討すべきであろう。

3) 該非判定

(1) 該非判定の際のツール〈書籍〉 … [図9]

書籍については、例示した8種類の参考書籍のうち①の「項目別対比表」が他の書籍に比べ2倍程度使用されており、多くの機関で利用されていること

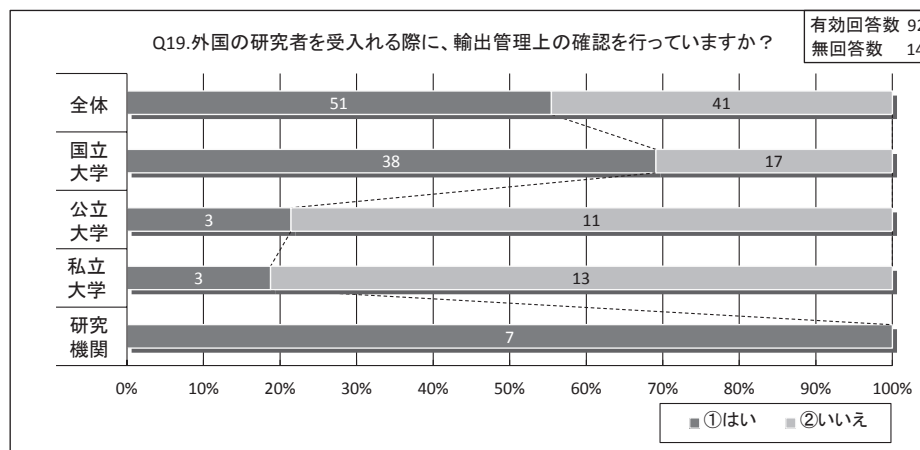


図7 外国の研究者受入れの際の輸出管理上の確認状況

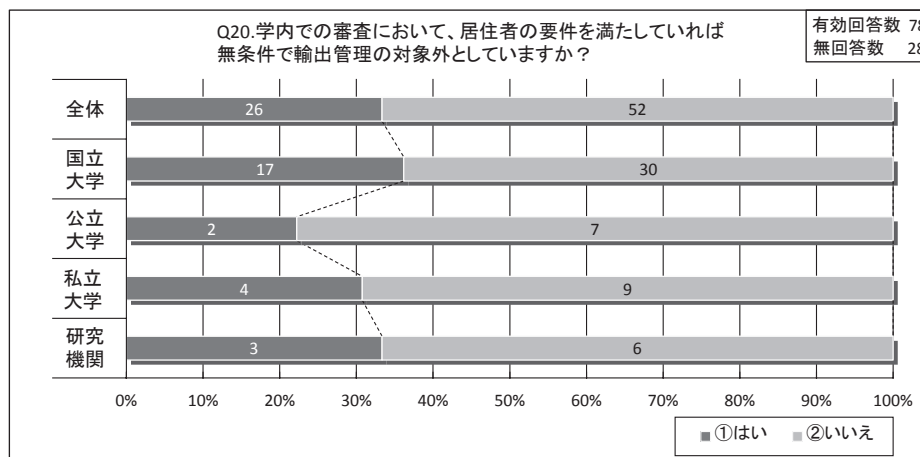


図8 学内輸出管理審査における居住者要件



がわかった。

機関別にみてもその傾向に変化はないが、特徴的であるのは、公立大学においてはCISTECが販売する書籍類の利用はあるものの、⑥と⑦の日本機械輸出組合発行の2誌について利用していないこと、また⑨その他を選択して、「実務が発生しない」という理由を挙げる回答割合も、国立・私立に比して高くなっており、以下〈ウェブサイト〉〈外部機関への問い合わせ〉においても同様の傾向となっている。

(2) 該非判定の際のツール〈ウェブサイト〉

… [図10]

ウェブサイトについては、3例を示したが、経産省の貨物・技術マトリクス表が約65%を占め、続いてCISTECの各種メニューが約20%で、日本技術士会CP&RPセンターは少数にとどまった。なお、CISTECの各種メニューについては利用メニューの記載を求めているが、該非判定コーナーや該非判定便利帳など無料コーナーのほか、総合データベースやCHASER情報などCISTECの大学会員制度（有料）に加入している大学が利用可能なサービスの利用もみられた。

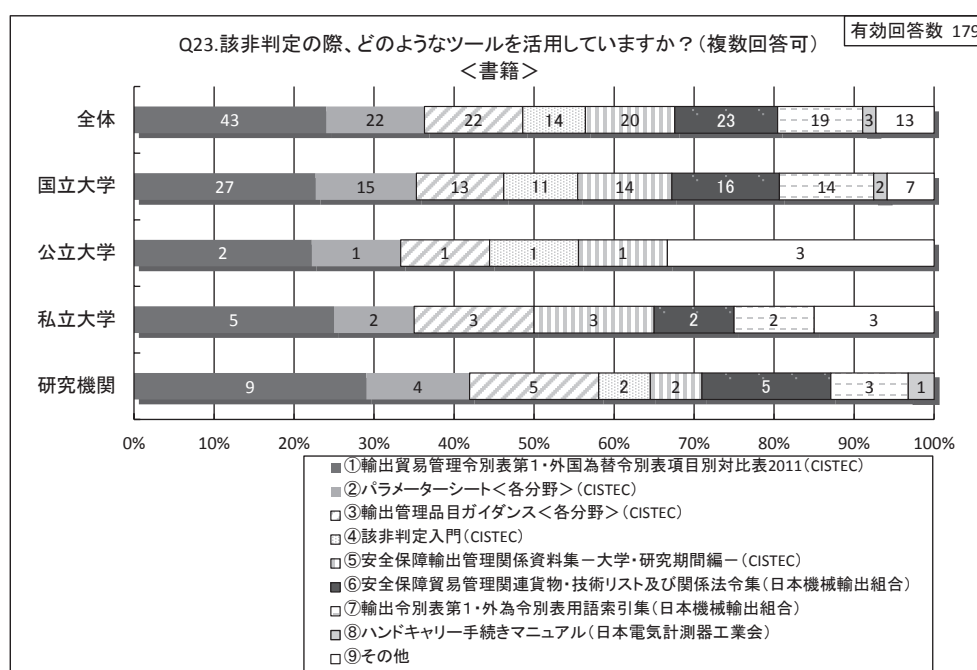


図9 該非判定の際のツール〈書籍〉

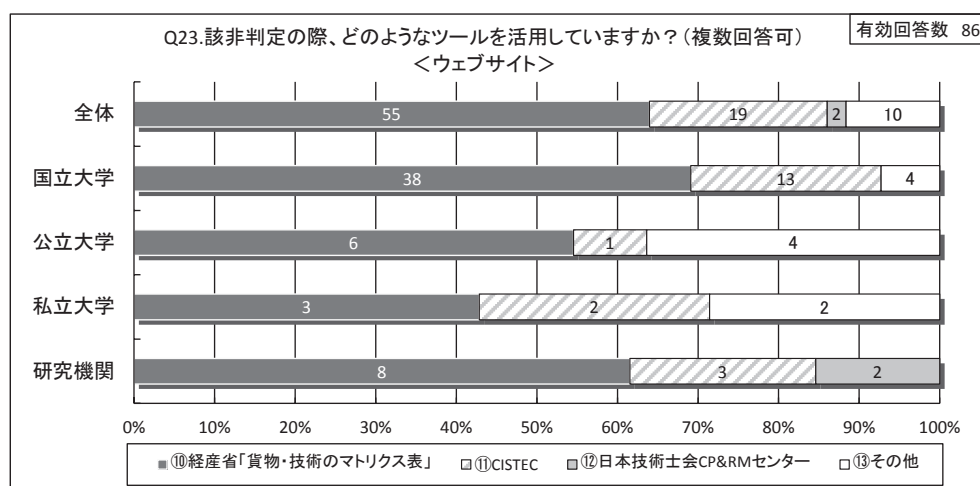


図10 該非判定の際のツール〈ウェブサイト〉

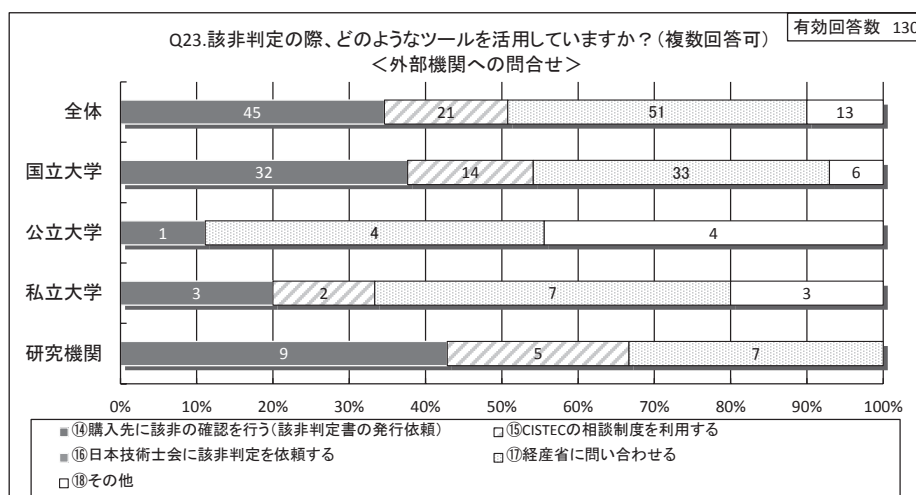


図11 該非判定の際のツール〈外部機関への問合せ〉

(3) 該非判定の際のツール〈外部機関への問合せ〉

… [図11]

外部機関への問い合わせについては、4例を示したが、購入先、CISTEC、経産省で9割を占めた。

機関別にみると、国立大学と研究機関では、購入先および経産省の割合が拮抗しているが、公立・私立大学では、購入先よりも経産省が高い割合となっており、貨物よりは技術、もしくは貨物・技術の扱いに関する相談案件を抱えているものと思われる。

本設問では、安全保障輸出管理の諸事参照ツールという点での比較ではあるが、体制整備が進む大学にあっては、研究機関と大差ない構成比で参照ツール等を利用しており、このことだけをとらえれば、〈書籍〉等調査3項目において、「その他」として「実務が生じていない」と記載した大学以外の回答は、いずれも相応に整備された体制を予想するに難くない。ここ数年で、大学等の担当部署もしくは担当者の輸出管理に関する問題意識や知識レベルは格段に上がっているものと考えられる。

(4) 機器購入の際の該非判定書の要求 … [図12]

この回答で顕著なのは、大学は研究機器の購入当初に該非確認を実施することに消極的で、相応に体制整備されつつある国立大学でも15%程度が取り組んでいるだけである。

一方、研究機関ではその割合は50%にもなり意識が高い。大学では貨物よりも貨物以外（先端技術や留学生）の方に重きがあるようにみえる。

(5) 基礎科学分野の取扱い … [図13]

本設問では、例外規定のうち、物議をかもしやすい「基礎科学分野の研究活動の例外適用」の扱いについて質問した。

①の基礎科学分野か否かに関わりなく全てチェックするとした機関が、研究機関で9割に達し、国立大学で5割強に達している。逆に公立・私立大学はともに1割と全数チェックには否定的である。

②の「具体的な製品の開発等を前提としていなければ研究例外規定適用可としている」という回答は、経産省の「基礎科学分野とは具体的な製品の開発を伴わない原理原則を科学的に探求するもの」という解釈を換言したものであるが、私立大学で3割、国立大学で2割、公立大学・研究機関で1割と少数であった。

2009年の筑波大学のアンケート調査では、輸出管理導入の阻害要因として人的要因を挙げ、輸出管理導入に否定的な見解を示す国立大学が多数派だったが、それから3年たった今は輸出管理規程を整備した国立大学が過半数を超えたばかりでなく、全件チェックを標榜する機関が多数派となった。

(6) 海外出張の際の輸出管理上の確認 … [図14]

外国出張者の出張先での活動全てが技術移転の対象となりうるという観点からすると、研究機関に比べ大学の管理体制は脆弱なものと言わざるを得ない。自主管理の具体的な方法はともかく、大学等のグローバル化がより進展しようという時代において、大学が実質的な管理体制をとらないということ

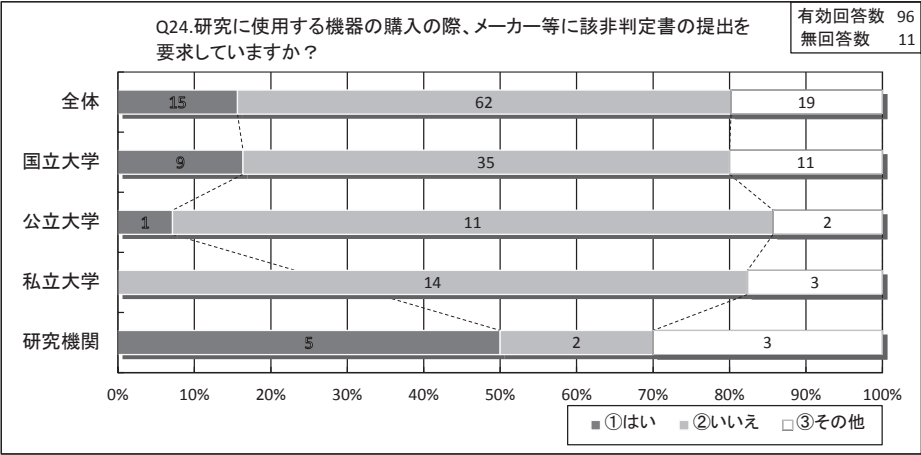


図12 機器購入の際の該非判定書の要求

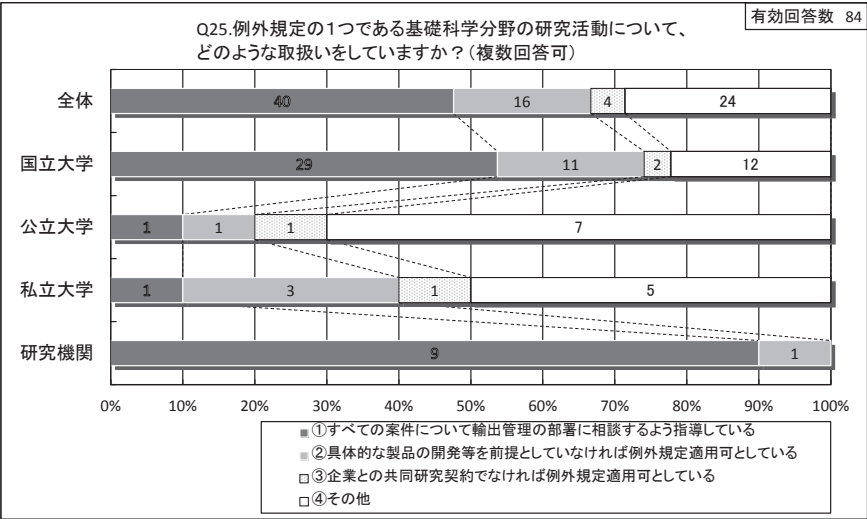


図13 基礎科学分野の取扱い

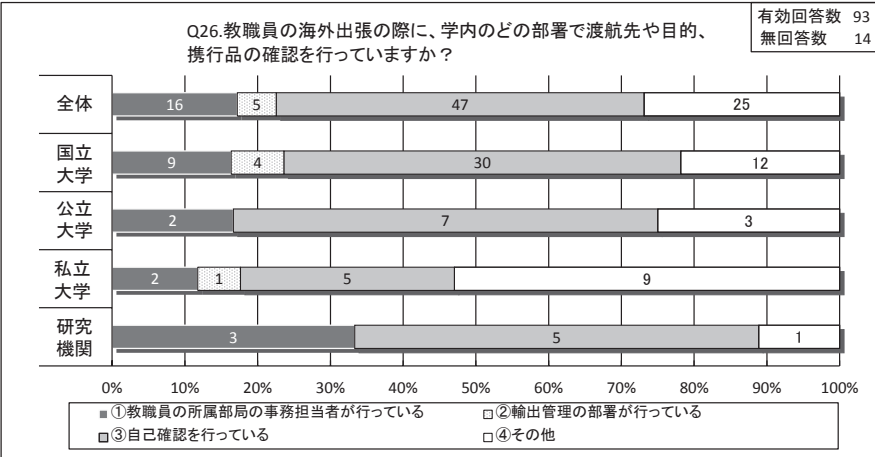


図14 海外出張の際の輸出管理上の確認

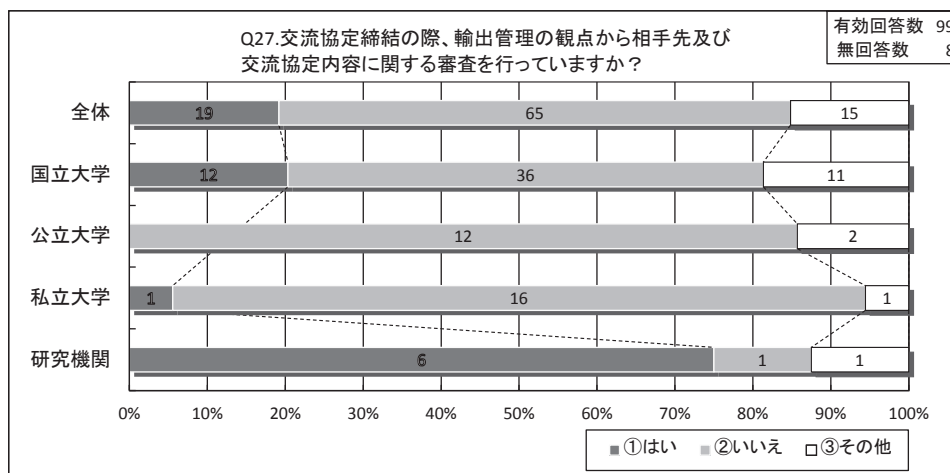


図15 国際交流協定締結の際の輸出管理上の審査

は国際社会でのリスク要因となる。

れる。

4) 国際交流協定

(1) 国際交流協定締結の際の輸出管理上の審査

… [図15]

Q27の背景としては、経産省のガイダンス（平成22年2月改訂版）では、契約書等で輸出管理上の確認をするよう指導しているところであり、国際交流協定も十分に契約上の性質を担保していることから、各機関の考え方について質問したものである。結果が示すように、大学群ではほとんどノーチェックである。一方、研究機関では協定書の段階から輸出管理を始めている。

大学の場合は、大学間で締結する例が多いため、事前に具体的な実施内容を記載しない学術交流協定をまず締結し、具体的な内容については改めて契約書に近い形の覚書を締結するという形態が通例となっている。設問が「交流協定」についてとしたためにこのような回答になったのではないかと推察さ

また、交流協定書に、輸出管理条項を設けているかについても質問した。

これについては、大学群ではほとんど直接的な輸出管理条項を設けておらず、一般的法令遵守条項や④相手によっては関連条項付加する等、何らかの制限をかけるとした回答を入れても、国立・私立大学で約25%である。

一方、研究機関では90%が何らかの制限条項を設けており、輸出管理に対する姿勢を相手方に明確に示していると言える。

(2) 共同研究契約又はMTA締結の際の確認

… [図16]

共同研究契約等締結時には約6割の機関が輸出管理に関する審査を行っていないことがわかった。機関別に見ると研究機関は約8割が審査しているのに対し、公立・私立大学では、2割程度しか審査して

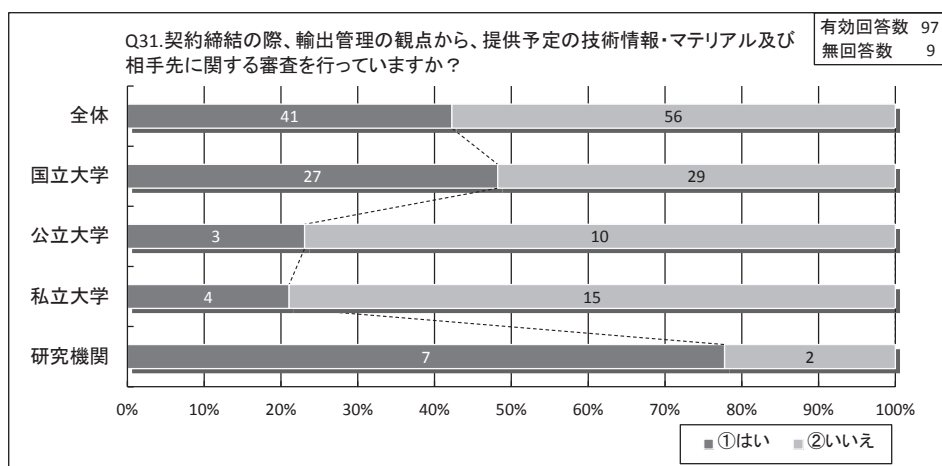


図16 共同研究契約又はMTA締結の際の確認

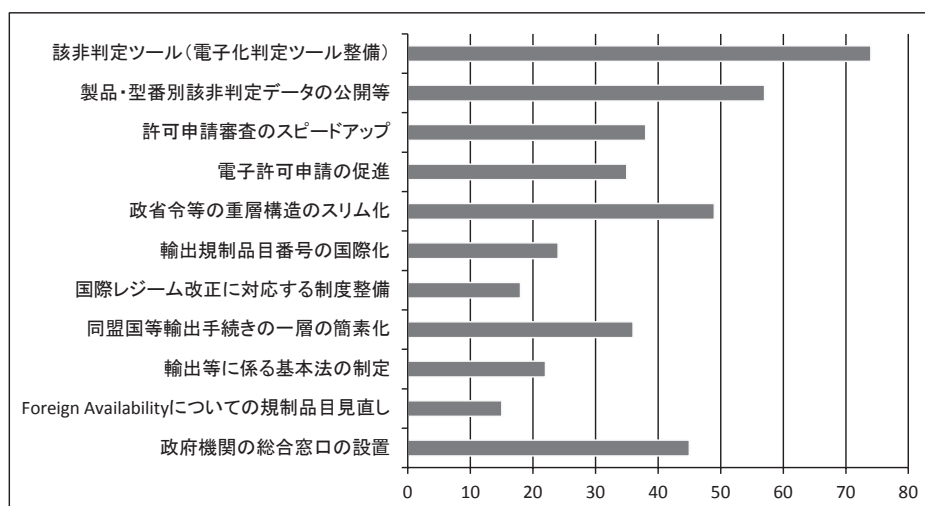


図17 輸出管理業務を円滑に遂行するための経済産業省への要望

いない。

共同研究契約書等に輸出管理に関する条項を入れている機関は、全体の14%しかなかった。一般的なコンプライアンス（法令順守）条項を設けているものを含めても、全体の4割弱しか記載されていなかった。

輸出管理条項を設けることにより、企業等の相手方にも注意喚起することになり、大学側の輸出管理が補完されるので、労少なくして効果の大きい管理ポイントということができる。今後とも大学研究機関等へ啓発すべきものと思われる。

5) その他

(1) 輸出管理業務を円滑に遂行するための経済産業省への要望 … [図17]

本設問は、経済産業省への要望事項として、11個の項目について同意できるか質問し、その他の要望がある場合には自由記入を求めた。

全体でみると、「①該非判定ツール（電子化判定ツール整備）」の同意回答数が74件、「②製品・型番別該非判定データの公開及びポータルサイトの設置」が57件、「⑤政省令等の重層構造のスリム化」が49件、「⑪該非判定から税関手続きまで、輸出に関わるすべての政府機関の総合窓口の設置」が45件で、これら4項目で同意回答数の過半数を占めていた。

該非判定等を含めて、大学への総合的な支援が経済産業省に要望されている。

(2) その他の経済産業省への要望 … [図18]

「その他の要望」欄において経済産業省への要望として16件の自由意見が回答された。

「国大協からの要望（2011年6月23日）」では、政府、関係機関に対する要望として「外国人留学生や研究者の受け入れについての判断を行う仕組みの構築」が記載されているが、「外国人受入は国の管理が必要」との自由意見（5件）と合わせると、外国人受け入れに関する国の管理が強く要望されていることがうかがわれる。

・外国人受入は国の管理が必要	… 5件
・研究、教育に対する規制除外等	… 4件
・大学向けの情報提供、情報開示	… 4件
・「基礎科学分野」の判断基準が曖昧	… 3件
・大学輸出管理センターの設置	… 2件
・国大協要望への早期対応	… 1件
・ドイツ「輸出管理デー」の日本版の開催	… 1件

図18 その他の経済産業省への要望

(3) 自由意見 … [図19]

大学による自主的な共通管理組織や、外国人研究者、留学生の受け入れ等に関する国の管理の必要性など制度面に関する意見と、安全保障輸出管理の運用管理の複雑さや企業と大学の差異など取組みの困難さに関する意見が多かった。

3 わが国の輸出管理への6つの提言

わが国の輸出管理制度の見直しについては、CISTEC等の要望を受け、経済産業省においても、

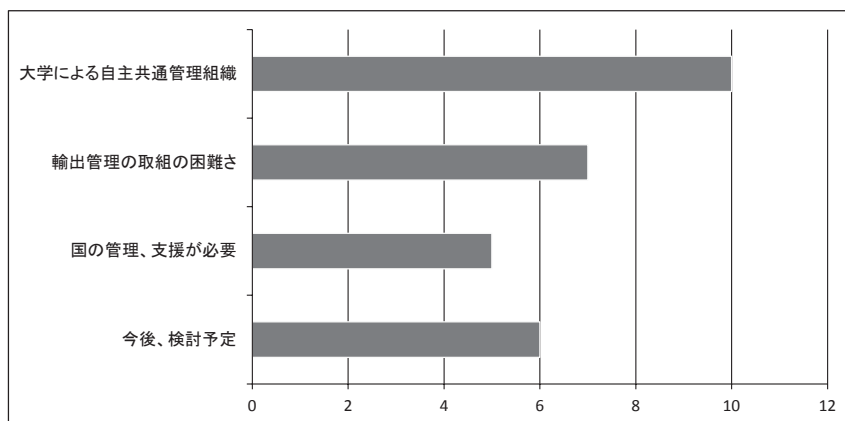


図19 自由意見

諸手続きの改善が進められているところである。しかし、輸出管理規制のフレームワークに対する改善提案については、CISTEC、経団連、国大協、産学連携学会において要望書が提出されているが、未だ今後の対応について明確な方針が打ち出されていない。

以下は、本アンケートの調査結果およびその後に開催された輸出管理実務者情報交換会での議論を踏まえ、関係機関に対する要望事項をまとめたものである。これらの要望事項は、わが国の輸出管理全般に係る大きな課題であるので、関係機関においては、その早期実現へ向けて検討を進めるようお願いする。

1) 該非判定支援システムの整備

該非判定のための電子化ツールについては、すでに英国、韓国、台湾等で導入されており、一定の成果をあげている。特に韓国においては、2007年から対外貿易法の改正、戦略物資管理院（KOSTI）の設立、EU規制番号の導入、戦略物資管理システム（yes Trade）の革新などユーザーフレンドリーな制度にするための一連の改革を進めている。

わが国においても、CISTECにおいて項目別対比表とパラメータシートが作成され有償提供されているほか、個別の案件に即した質の高い該非判定サービスが有償で提供されている。

大学・研究機関においては、研究機器メーカーと異なり各研究室の取り扱う研究機器・材料の品目数は膨大であり、その取扱品目のすべてを、経産省やCISTECの該非判定サービスや研究機器メーカーへの照会で対応することは、予算と工数の面から現実的ではない。

研究者や大学の輸出管理部門が簡便かつ迅速に自己判定できるようわが国においても、上記の先進事例を参考にした上で、早急に該非判定支援ツールを開発し導入することを要望する。該非判定支援ツールが電子化されれば、審査側と申請側の双方の工数が削減されるだけでなく、許可申請審査の迅速化が図られる。

わが国だけが、欧米、アジア諸国よりも重い負担を強いられながら国際競争に臨まなければならないことは避けるべきである。

2) 製品・型番別該非判定データベースの構築

製品・型番別該非判定データベースについては、すでに半導体分野で公開されている他、一部の電気メーカー等においても公開され産業界の該非判定作業の迅速化に大きく貢献している。

大学、研究機関においても輸出管理体制の整備を進める中で、各種研究機器メーカーへ照会した該非判定データが蓄積されつつある。その一方で、研究機器供給メーカーに照会しても、その回答に数週間を要するケースや判定を断られるケースもまれではない。そのために研究プロジェクトの進捗に支障をきたす場合もある。また、研究機器メーカー側においても、ここ数年、該非判定の照会に対する回答作業に多大な労力が発生している。

研究機材については、大学や研究機関等で共通するものも多く、これらのデータがポータルサイト等で一覧または検索できれば、大学、研究機関、および供給メーカー側双方にとって大幅な労力削減となり、わが国全体として輸出管理業務の迅速化が図られることが期待される。

経済産業省またはCISTEC等において、製品・型



〔該非判定データの公開例〕

(注) 以下のデータは、情報提供者からの該非判定データを閲覧者の参考に供するため開示したものであり、当機関は、その内容について一切保証するものではない。

型番	製品名	メーカー名	確認日	関連条項	判定結果	情報提供者の種別
〇〇××	〇〇…	〇〇電気	2012.4.1			大学／研究機関／ メーカー／商社／ その他

番別、該非判定データを収集、公開するためのプラットフォームを構築するよう要望する。

経済産業省、CISTEC等に対応できない場合には、UCIP等の輸出管理を研究する団体等がこのためのポータルサイトを構築できるよう支援し、全国の研究機材供給メーカーや大学・研究機関の輸出管理実務者から該非判定データを収集し公開することを提案する。

3) 政省令等の重層構造のスリム化、輸出等に係る基本法の制定

現行のわが国の安全保障輸出管理規制は、対象が広く輸出者全般におよび、規制内容も企業等の存亡にもかかわるものである。このため関係法令は本来誰にでも容易に理解できるものであることが望ましい。

現在の関連する政省令は、重層的で例外規定の多い複雑な法体系をたどらなければならず規制対象の特定が困難である。政省令がつぎはぎに改正され、理解するのが容易でなく運用解釈の一貫性が十分には確保されていない。

アンケート結果においても要望事項として「政省令等の重層構造のスリム化」を選択したものが約50件、「輸出等に係る基本法の制定」と回答したものが約20件であり、両方合わせると70件を超え「該非判定ツールの電子化」とほぼ同程度の件数が回答されている。これに「輸出規制品目番号の国際化」の20件も含めると、法体系の整備は、最も高い件数を占める要望といえることができる。

現在、経済産業省とCISTEC等の関係機関で「輸出規制品目番号の国際化」について検討が進められているが、わが国の輸出規制品目番号にEUの番号体系が導入されれば、国際的な輸出管理協力体制の構築を促進することが可能になる。また、前述の該非判定支援ツールや製品型番別該非判定データベースも、国際的な輸出規制品目番号との整合性を持た

せることにより、世界に開かれたオープンプラットフォームとして海外からの利用も可能となり、国際社会へ貢献することになる。

わが国においても、米国や韓国のような安全保障貿易管理に特化した「外国貿易法」の策定例を参考に、誰にも理解しやすい輸出管理法体系の抜本的改革に取り組むことを要望する。

わが国の外為法の規制体系は、ココムの規制がなくなった後も、大きな変更はなく現在に至っている。コム時代には規制される輸出先が共産圏で明確であり、輸出管理の重点が該非判定作業におかれていた。しかし現在では、その重点は、大量破壊兵器等のエンドユースに懸念がないかの取引審査に移行している。

法体系が以前と同じであるため、エンドユースに懸念がない場合であっても、ほぼあらゆる輸出品目について、まず規制対象品目であるかどうかの該非判定を行う運用になっており、輸出管理者に多大な作業負担を強いることになっている。今後は、エンドユースの懸念チェックを取引審査で先に行い、その後該非判定を行うことができるよう法体系を再構築していただきたい。その改革を実現するために、政府は国際レジームにおいて積極的に働きかけを行うとともに、国際的に産官学が連携した輸出管理協力体制の構築も視野に入れた提案を行っていただきたい。

4) 輸出管理に係るすべての政府機関の総合窓口の設置

米国では、オバマ政権の強力なリーダーシップのもと、輸出管理体制を抜本的に見直す動きが活発化している。米国の産業界、学界、政府内部からの様々な指摘を真摯に受け止め、「現行の輸出管理体制は時代遅れであり、国際競争力を阻害する」との共通認識の下に、政府関係機関の窓口の一本化に着手している。

わが国の大学・研究機関等の輸出管理業務においては、現在経産省、文科省、外務省、財務省等の関係官庁へ個別に照会をかけながら事案の審査を行っているが、煩雑であり効率的ではない。特に外国人留学生の受け入れ審査は、大学だけでできるものではなく、外務省、文科省、経産省、法務省等の協力があって初めて可能になるものである。(注2)

輸出に関連する政府機関の総合窓口を設置し、迅速かつ漏れのない輸出管理ができる体制を早急に整備することを要望する。

5) 大学等共通輸出管理センターの設置

国大協、産学連携学会、九州地域輸出管理実務者ネットワーク、安全保障輸出管理に関する11大学連絡会、UCIP等で輸出管理に関する研究会を設け、一定の成果をあげているところであるが、輸出管理業務については、その業務としての専門性が高いため、個々の組織内で十分な専門的知識を有するスタッフを養成することは困難な状況にある。

今回のアンケート調査においても、上記研究会等をさらに拡充し、全国レベルで輸出管理全般に係わる情報交換、人材育成、予備的な該非判定等ができる共通の輸出管理センターを創設することを要望する提案が多数あった。

今後、全国の大学・研究機関等で、輸出管理に関する共通管理センターの創設に向けて、検討を進めることを提案する。

6) 「輸出管理デー」の開催

大学・研究機関等における輸出管理啓発教育は、2010年の輸出者等遵守管理基準の施行に伴い各機関において実施されているところである。

その一方で、初期の輸出管理導入教育を終了した大学等においては、次年度以降の輸出管理教育の講習内容に目新しいものがなく、マンネリ化し、継続的に輸出管理について啓発していくことが困難な状

況にある。

ドイツの大学においても、同様の問題に直面していた。この問題の打開策として、ミュンスター大学とBAFA（ドイツ連邦輸出管理局）が中心となって、年に一度国内の産官学の輸出管理関係者に対し呼びかけを行い、ドイツの輸出管理体制を強化するため、「輸出管理デー」を開催している。

わが国においても、大学や研究機関だけでなく関係政府機関、産業界の輸出管理関係者が年に一回一堂に会し、「日本版輸出管理デー」を開催することを提案する。開催にあたっては、世界各国から輸出管理の専門家を招聘し、先進的な取り組みの紹介と情報交換を行い、国際的な産官学の輸出管理体制のネットワーク構築の場とすることも視野に入れる。

4 おわりに

今回、回答していただいた大学・研究機関からは、輸出管理実務についての様々な有益情報をお聞きすることができた。また、輸出管理に関する制度上の改善提案についても、多数のご意見をいただくことができた。大学・研究機関の皆様にご心よりお礼申し上げます。

皆様から提出された制度改善へ向けての提案は、各項目毎に関係機関に対し要望として提出する予定である。

また、多数の方からご提案をいただいた「大学等共通輸出管理センター構想」については、その実現に向けて検討の場を設ける予定である。皆様のご指導、ご支援をお願いしたい。

本報告書の作成にあたっては、経済産業省、CISTEC、経団連、国大協、産学連携学会および筑波大学の輸出管理に関連する論文、報告書、提言等を参考にさせていただいた。この場を借りてお礼を申し上げます。

² 森本正崇「大学や研究機関における機微技術管理の進展—体制構築後の運用と課題」『CISTEC Journal』No.139（2012）79～89頁